

公立大学法人静岡文化芸術大学公的研究費等不正防止計画推進本部設置要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人静岡文化芸術大学公的研究費等の取扱いに関する規程第8条の規定に基づき、静岡文化芸術大学公的研究費等不正防止計画推進本部(以下「推進本部」という。)の組織その他必要な事項を定める。

(組織)

第2条 推進本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 最高管理責任者(学長)
- (2) 統括管理責任者(理事(総務担当))
- (3) 副統括管理責任者(理事(教育研究担当)、副学長)
- (4) コンプライアンス推進責任者(各部局長)
- (5) その他学長が指名する者

(業務)

第3条 推進本部は、公的研究費等の適正な運営・管理を推進するため、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 不正発生要因の分析に関すること
- (2) 不正防止計画の策定及び実施に関すること
- (3) 不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施に関すること
- (4) 不正防止に係る学内体制の構築及び学内ルールの統一に関すること
- (5) 教職員等の不正防止に係る意識向上に関する業務を実施すること
- (6) その他不正防止計画の推進に関すること

(本部長等)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は、最高管理責任者(学長)をもって充てる。
- 3 副本部長は、統括管理責任者(理事(総務担当))をもって充てる。

(事務)

第5条 推進本部の事務は、事務局財務室において処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月10日から施行する。